



2026年9月14日

各 位

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 繁 野 径 子
(コード番号：296A 東証グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員業務管理部長 田 口 英 亮
TEL. 03-3231-1935

2027年3月期第2四半期（中間期）業績予想及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ

当社は、2026年9月14日開催の取締役会において、以下のとおり、最近の業績動向等を踏まえ、2027年3月期（2026年4月1日～2027年3月31日）第2四半期（中間期）業績予想及び配当予想を修正することとしましたので、お知らせいたします。

1. 中間業績予想の修正

(1) 2027年3月期第2四半期（中間期）連結業績予想数値の修正（2026年4月1日～2026年9月30日）

	連 結 売 上 高	連 結 営 業 利 益	連 結 経 常 利 益	親会社株主に帰属 する中間純利益	1 株 当 た り 中 間 純 利 益
前回発表予想（A）	百万円 2,920	百万円 878	百万円 875	百万円 575	円銭 15.37
今回修正予想（B）	2,960	1,054	1,051	679	18.18
増 減 額（B－A）	40	176	176	104	
増 減 率（％）	1.4%	20.0%	20.1%	18.1%	
（参考）前期同期実績 （2026年3月期中間期）	2,654	820	823	564	14.94
（参考）前期同期比 増 減 額	306	233	227	115	
（参考）前期同期比 増 減 率（％）	11.5%	28.5%	27.7%	20.5%	

（参考）業績予想修正に伴い算定したその他連結指標の当期見込みと前年同期実績

	2026年3月期中間期 （ 実 績 ）	2027年3月期中間期 （ 予 想 ）	増減
売 上 総 利 益 率	54.8%	57.5%	2.7%
経 常 利 益 率	31.0%	35.5%	4.5%

(2) 修正の理由

売上高が順調に推移していることに加え、特に利益面において当初中間予想を上回る見込みとなりました。その主因は、前年より業務の効率化等を推進し、潜在的に存在している業務の消化能力を前年よりアップさせるという目標を掲げ、案件の消化スピードが大きく向上していることによると考えております。

この効果は恒常的なもので、年度を通じて波及するものと思われませんが、通期予想につきましては波及効果が明確になった時点で確度の高い数値をお知らせしたいと考えております。

当社の重要テーマである生産性の向上は、単なるコスト削減ではなく、事業規模を継続拡大させるための強力な成長基盤となります。有能な人材の採用・育成を緩めることなく、売上高のさらなる継続的な成長と品質向上を両立させ、中長期的な企業価値向上に繋げてまいります。

2. 中間配当予想の修正（増配）

(1) 中間配当予想の修正内容

	1株当たり年間配当金（円）		
	中間	期 末	合 計
前 回 予 想 (2026年4月22日)	13円00銭 (普通配当 13円00銭)	20円00銭 (普通配当 20円00銭)	33円00銭 (普通配当 33円00銭)
今 回 修 正 予 想	16円50銭 (普通配当 16円50銭)	20円00銭 (普通配当 20円00銭)	36円50銭 (普通配当 36円50銭)
当 期 実 績			
前 期 実 績 (2026年3月期)	12円50銭 (普通配当 12円50銭)	20円00銭 (普通配当 20円00銭)	32円50銭 (普通配当 32円50銭)

(2) 修正の理由

当社は、株主還元を重要な経営課題と認識するとともに、エネルギー価格、為替、関税、あるいは景気、不景気などの外部環境の変動にほとんど影響を受けず業績が安定していることを背景として、普通配当について每期継続して安定的に実施していく方針です。

単体配当性向 80%を基本として、財政状態等を勘案し配当性向を每期 1%から 10%の範囲で株主優待に代わるものとして上乗せすることにより、每期単体配当性向 81%から 90%とすることを基本方針としております。

2026年9月30日を基準日とする当期の中間配当につきましては、上記方針のもと、基本分 80%に株主優待分 5%を加えた単体配当性向 85%を目安として、業績が順調に推移していること等を勘案し、前回予想の 1株あたり 13円00銭から 16円50銭へ増額することといたしました。それに伴い、年間配当合計は 33円00銭から 36円50銭へ増額修正となります。

※配当性向の上乗せ分は、株主優待は利益の分配ではなく経費処理することに対する疑問に加え、配当であれば完全に株式数に連動することとなるため、株主の皆様には配当金をもって公平にその恩に応えることができると考え、決定しているものであります。

以上